

デジタルインフラ(DC等)整備に関する有識者会合 運営要領

令和6年5月30日
総務省・経済産業省

1. 本会合には、座長を置く。
2. 本会合は、構成員間での率直かつ詳細な意見交換を図るため、非公開での開催とする。
3. 本会合で使用した資料については、原則として経済産業省及び総務省のウェブページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他本会合において必要と認める場合については、非公開とする。
4. 本会合については、原則として議事要旨を作成し、経済産業省及び総務省のウェブページに掲載し、公開する。
5. 本会合の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課及び経済産業省商務情報政策局情報産業課がこれを行うものとする。